

三陸復興国立公園における ドローン使用上の注意事項

1. 事前に土地所有者や施設の管理者に確認してください。

- ・ 利用する土地所有者や施設の管理者を調べた上で事前に連絡し、注意事項等をご確認ください。なお、国立公園は土地の所有に関わらず指定しており、環境省がすべての土地の権限を有している訳ではありません。
- ・ 三陸復興国立公園には国有林も含まれます。国有林でドローンを使用する場合は入林届の提出が必要です。詳細は以下の URL をご確認ください。

東北森林管理局 HP

<https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/apply/nyurin/300326doronhikou.html>

2. 関係法令を遵守ください。

- ・ 天然記念物等に指定された場所（例：蕪島ウミネコ繁殖地、種差海岸、浄土ヶ浜、碁石海岸等）では、ドローンの使用に際して文化財保護法に基づく手続きが必要な場合があります。管轄の市町村の文化財担当部局までお問合せください。
- ・ その他、自治体の条例等により規制がかかっている場合がありますので、ご自身でご確認の上、関係法令を遵守ください。
- ・ なお、自然公園法においては、他の利用者に著しく迷惑をかけた場合や、ドローンの落下・衝突により野生生物を損傷させた場合、落下したドローンを回収せずに放置した場合等には、罰則の適用や必要な措置を命じる場合があります。

3. 利用者が集中する場所での使用は控えてください。

- ・ 利用者が集中する場所では、落下による衝突等の事故が発生する懸念があります。また、上空から撮影されていることや飛行音に対して不快感を抱く方もおり、トラブルの元となります。そのため、利用者が集中する場所での使用は控えてください。

4. 野生生物に十分な配慮をしてください。

- ・ ドローンによる野生生物への接近は、野生生物の行動を変化させる可能性があるため、控えてください。特に野鳥の場合には、繁殖期に巣に近づくことでストレスを与え、営巣放棄につながる懸念があります。
- ・ 三陸復興国立公園にはツキノワグマも生息しています。ドローンでの接近がクマを驚かせ、クマが予期せぬ行動をとることで人身事故の元となる懸念があります。見かけた場合はドローンでの接近・追い回し行為を控え、刺激しないよう十分な距離を確保してください。

- ・ 三陸復興国立公園には海岸植生が分布しています。歩道等を外れ、植生に踏み込んで操縦することはやめてください。

5. 十分な安全対策を講じ、回収可能な場所で使用してください。

- ・ 複数人で飛行中の安全確認を行う、天候不良時には飛行を断念する、離着陸は上空が開けている場所で行う等、落下事故を防ぐための十分な安全対策を講じてください。（過去には、陸地から離れた岩場に落下、着陸時に樹木に引っかけた等により回収できなかった事例があります）
- ・ 立入りが困難な場所に落下した場合は、回収ができません。また、脆弱な植生上に落下した場合は、その回収作業等により植生が損傷される恐れがあります。国立公園の貴重な自然環境に負荷を与えないよう、落下時にも回収可能な場所で使用してください。